

第 7回恵那市・恵南町村合併協議会次第

日 時 平成 15年 7月 17日(木) 午後 2 時～
会 場 明智町文化センター

1 開 会

2 あいさつ

会議録署名者の指名

3 議 事

報告事項

報告第 22号 「まちづくり計画小委員会 報告について」 資料 1(p- 1)

協議事項

協議第 17号 地方税の取扱い 資料 2(p-3)

協議第 18号 都市計画関係事業 資料 3(p-19)

協議第 9号の 2 慣行の取扱い (継続協議) 資料 4(p-29)

提案事項 (ホームページでは今回、資料を省略しています。次回に掲載)

協議第 19号 下水道関係事業 資料 5 (p-35)

協議第 20号 水道関係事業 資料 6(p-41)

4 その他

次回協議会開催日程について

第 8回恵那市・恵南町村合併協議会について

日 時 平成 15年 7月 30日 (水) 午後 2時

会 場 恵那文化センター

5 閉 会

報告第 2 2 号

第 5 回まちづくり計画小委員会報告

日 時：平成 15 年 7 月 2 日（水）午後 3 時 4 5 分～ 4 時 4 0 分

場 所：恵那文化センター 集会室

欠 席：有本信昭、磯部友彦

議 題

（ 1 ）新市将来構想（案）の恵那市・恵南町村の現状について

- ・ 住民意識調査から見た地域の課題を確認する。

（ 2 ）新市将来構想（案）について

- ・ 新市将来構想作成にあたり「まちづくりの基本的な考え方」の基本理念として次の 4 点を提案し、新市の将来像について協議。

（ 1 ） 地域を支える産業が活性化したまちづくり

（ 2 ） 人・地域・自然が共生するまちづくり

（ 3 ） 交流と共生の活力あるまちづくり

（ 4 ） 住民と行政の協働による一体感あふれるまちづくり

次回第 6 回まちづくり計画小委員会

日 時 平成 1 5 年 7 月 2 3 日（水）午後 1 時 3 0 分

会 場 恵那市共同福祉会館 集会室

8 地方税の取扱い

調 整 方 針 (案)

1市5町村で差異のある税制等については、次のとおり取扱うものとする。

1. 個人住民税の均等割の税率については、合併する年度の翌年度から、地方税法の規定により標準税率(2,500円)とする。
2. 法人住民税の法人税割の税率については、恵那市の例により、制限税率(14.7%)とする。
ただし、法人税割の税率の統一については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、次のとおりとする。
岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町については、合併が行われた翌年度から0.5ポイントずつ、5年度目に0.4ポイント引き上げ、制限税率となるよう調整する。
3. 固定資産税の税率については、標準税率(1.4%)とする。
4. 固定資産税・都市計画税の納期については恵那市の例による。ただし合併する年度については、それぞれ旧市町村の例による。
5. 軽自動車税の納期については、恵那市の例による。
6. 軽自動車等の標識再交付の弁償金については、恵那市の例による。
7. 入湯税の税率については、調整中のため次回以降に提案する。
8. 都市計画税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
9. 前納報奨金については、恵那市の例による。

平成 年 月 日 確認

現			
税 目	恵那市	岩村町	山岡町
個人住民税	1.市町村内に住所を有する個人 均等割 + 所得割額	同左	同左
納税義務者	2.市町村内に事務所、事業所 又は家屋敷を有する個人 で市町村内に住所を有し ない者 均等割額		
均等割税率	2,000円 / 年	同左	同左
所得割税率	200万円以下の金額 : 3% 200万円を超える金額 : 8% 700万円を超える金額 : 10% (特例措置で700万円を超 える金額 : 12% 10%)	同左	同左
納 期	普通徴収 第1期 6月1日～6月30日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 10月1日～10月31日 第4期 1月1日～1月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの各 月につき、翌月10日まで	同左	同左
法人住民税	1.市町村内に事務所又は事 業所を有する法人 均等割 + 法人税割	同左	同左
納税義務者	2.市町村内に寮、宿泊所、ク ラブその他これらに類する 施設を有する法人で当該 市町村内に事務所又は事 業所を有しないもの及び市 町村内に事務所、事業所 又は寮等を有する法人でな い社団で代表者又は管理 人の定めのあるもの 均等割		

況			調整方針(案)
明智町	串原村	上矢作町	
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	標準税率(2,500円)とする。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。

現			
税 目	恵那市	岩村町	山岡町
法人住民税 (前年一括徴収)	1号法人 年額 3,000千円 2号法人 年額 1,750千円 3号法人 年額 410千円 4号法人 年額 400千円 5号法人 年額 160千円 6号法人 年額 150千円 7号法人 年額 130千円 8号法人 年額 120千円 9号法人 年額 50千円	同左	同左
均等割税率			
法人税割税率	14.7%	12.3%	同左
納 期	決算日より2ヶ月以内	同左	同左
固定資産税	固定資産(土地、家屋及び償却資産)の所有者	同左	同左
納税義務者			
税 率	1.4%	同左	同左
納 期	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～2月末日	第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～2月末日
軽自動車税	軽自動車等(原動付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自転車)の所有者又は使用者	同左	同左
納税義務者			
税 率	原動機付自転車 50cd以下 1,000円 原動機付自転車(乙) 90cd以下 1,200円 原動機付自転車(甲) 125cd以下 1,600円 農耕作業用の小型特殊(トラクター、コンバイン等) 1,600円 その他の小型特殊(フォークリフト、ロードローラー等) 4,700円	同左	同左

況			調整方針(案)
明智町	串原村	上矢作町	
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	恵那市の例により、制限税率(14.7%)とする。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、5年間不均一課税とする。その調整については、合併が行われた翌年度から0.5ポイントずつ5年度目に0.4ポイント引き上げ制限税率となるようにする。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	1.7%	1.4%	標準税率(1.4%)とする。
第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日	第1期 4月1日～4月30日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 11月1日～11月30日 第4期 2月1日～2月末日	同左	恵那市の例による。
	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。

現			
税 目	恵那市	岩村町	山岡町
軽自動車税 (前年へつづき)	ミニカー(昭和60年2月14日以前取得) 1,000円 ミニカー(昭和60年2月15日以後取得) 2,500円 軽二輪車 125cc超 250cc以下 2,400円 軽三輪車 3,100円 四輪乗用(営業用) 5,500円 四輪乗用(自家用) 7,200円 四輪貨物(営業用) 3,000円 四輪貨物(自家用) 4,000円 二輪小型自動車 250cc以上 4,000円	同左	同左
税 率			
納 期	5月11日～5月31日	4月11日～4月30日	同左
標識再交付	弁償金 実費 (200円)	弁償金 200円	同左
市町村たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	同左	同左
納税義務者			
税 率	1,000本につき 2,977円 (特例措置で 2,743円 2,977円) 旧 3級品 1,000本につき 1,412円	同左	同左
鉱産税	鉱物の価格 (課税標準) 200万円超 1.0% 200万円以下 0.7%	-	鉱物の価格 (課税標準) 200万円超 1.0% 200万円以下 0.7%
税 率			
申告納付	毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において採掘した鉱物について申告	-	毎月15日から同月末日までに、前月1日から同月末日までの期間内において採掘した鉱物について申告
入湯税	1人1日につき 150円	同左	同左
税 率			
課税免除の範囲	1.年齢12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	同左	1.年齢12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 3.地域住民の福祉の向上を図るため、町等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者 4.その他特別の事情で町長が認めたる者

況			調整方針(案)
明智町	串原村	上矢作町	
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	恵那市の例による。
弁償金 150円	弁償金 100円	弁償金 400円	恵那市の例による。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	1人1日につき ・宿泊を伴うもの 150円 ・日帰りで利用 50円	-	調整中
1.年齢12歳未満の者 2.共同浴場又は一般公衆 浴場に入湯する者	同左	-	調整中

現			
税 目	恵那市	岩村町	山岡町
都市計画税	都市計画区域中、大井町及び長島町の区域内に所在する土地及び家屋の所有者	-	-
	納税義務者		
	税 率	0.3%	-
納 期	第1期 4月 1日～4月 30日 第2期 7月 1日～7月 31日 第3期 12月 1日～12月 25日 第4期 2月 1日～2月末日	-	-
前納報奨金	適用税目 ・市県民税 ・固定資産税 都市計画税 算式 第2期税額 × 0.5 / 100 × 前納前月数 限度額 1つの納期に係る税額が10万円を超える場合はその超える部分は報奨金の計算の基礎としない。	適用税目 ・町県民税 ・固定資産税 算式 第2期税額 × 1.0 / 100 × 前納前月数 限度額 3万円	適用税目 同左 算式 同左 限度額 同左

況			調整方針(案)
明智町	串原村	上矢作町	
-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。
適用税目 同左 算式 同左 限度額 同左	制度なし	適用税目 ・町県民税 ・固定資産税 算式 第2期税額 × 1.0/100 × 前納前月数 限度額 3万円	恵那市の例による。

地 方 税 の 概 要

1 . 個人住民税

個人住民税の均等割の標準税率は、地方税法第310条により、市町村の人口に応じて、下表のとおり3段階となっており、現在6市町村とも2,000円であるが、新市においては、2,500円となる。

市 町 村	税 率
(1)人口50万以上の市	年額3,000円
(2)人口5万以上50万未満の市	年額2,500円
(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額2,000円

個人住民税の所得割の標準税率は、地方税法第314条の3により、前年中の所得に応じて3%、8%、10%の3段階となっており、その他納期、納税義務者、賦課期日、非課税範囲、申告期限については、それぞれ地方税法の規定に基づき、6市町村同様である。

2 . 法人住民税

法人住民税の均等割額の標準税率は、地方税法第312条により、資本金等と従業者数に応じて9段階に分かれており、制限税率は1.2倍まで(同条第2項)。6市町村ともに標準税率を採用している。

法人住民税の法人税割は、法人税額(国税)に市町村で定める税率を乗じて計算されるが、地方税法第314条の6により、標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。恵那市では14.7%、恵南5町村は12.3%を採用している。

3 . 固定資産税

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産にかかる税金で、納税義務者は、毎年1月1日現在の固定資産の所有者である。

固定資産税の税率は、地方税法第350条により、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び上矢作町は1.4%、串原村は1.7%の税率を採用している。

納期については、地方税法第362条により、4月、7月、12月、2月と定められているが、6市町村間において期日が異なっている。

4 . 軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などの所有者にかかる税金で、標準税率は、地方税法第444条により、車種、総排気量等に応じて定められており、制限税率は1.2倍まで(同条第2項)。6市町村ともに標準税率を採用している。

納期については、地方税法第445条第2項により、4月中と定められている

地 方 税 の 概 要

が、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとしている。恵南5町村は4月納期を採用しているが、恵那市は、軽自動車の取得及び廃止に伴う異動処理事務に日数を必要とすることなどから、5月納期としている。

標識（ナンバープレート）の紛失等による再交付の弁償金については、6市町村異なっている。

5．たばこ税

たばこ税は、たばこの消費等に対してかかる税金で、税率は、地方税法第468条に定められた一定税率で、製造たばこ1,000本につき2,977円、旧3級品については、1,000本につき1,412円であり、6市町村同様である。

その他、課税標準、申告期限、納期については、それぞれ地方税法の規定により、6市町村同様である。

6．鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採の事業に対してかかる税金で、納税義務者はその鉱業者となる。標準税率はその鉱物の価格を課税標準として、1%又は0.7%となっており、恵那市、山岡町、明智町及び串原村は標準税率を採用している。岩村町、上矢作町においては、その実績等が無いため、条例整備をしていない。

6市町村においては、現在山岡町のみ課税の実態がある。

7．入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対してかかる税金で、地方税法第701条の2により、標準税率は入湯客1人1日について150円となっており、恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び串原村については標準税率を採用している。上矢作町については、その実績等が無いため、条例整備をしていない。

串原村については、日帰り入湯客に対して、1人1日50円の不均一課税を採用している。

山岡町については、地域住民の福祉向上の目的を図るための課税免除を条例で定めている。

現在、入湯税の納税事業者は、下表のとおりである。

恵那市	山岡町	串原村
恵那高原開発(株)恵那峡国際ホテル 恵那簡易保険保養センター (有)セルパン恵那ラジウム温泉館 中部電力(株)岐阜支店(中部電力恵那荘) 中日本道路サービス工業(株)(恵那研修センター) (株)恵那峡グランドホテル	(株)山岡滝 花白温泉	くしはら温泉ささゆりの湯

地 方 税 の 概 要

8 . 都市計画税

都市計画税は都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者にかかる税金で、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てられる。制限税率は、地方税法第702条の4により、0.3%と定められている。

現在、恵那市のみが都市計画区域を指定し、大井町、長島町の区域にある、土地及び家屋の所有者に都市計画税を課しており、税率は0.3%を採用している。

恵南5町村については、都市計画区域の指定はなされていない。

賦課徴収及び納期については、固定資産税の例による。

9 . 前納報奨金

前納報奨金は、地方税法第321条第2項、同法第365条第2項により、個人住民税、固定資産税について、市町村は納税者に交付することができるとされている。

現在、恵那市、岩村町、山岡町、明智町及び上矢作町においてその制度があるが、交付基準に差がある。

また、串原村については前納報奨金制度は無い。

10 . 特別土地保有税

特別土地保有税は、投機的な土地取得の抑制と宅地供給の促進を図る目的で設けられたもので、基準面積以上の土地の保有及び取得に対してかかる税金である。

納税義務者は、一定規模以上の土地の所有者又は取得者で、税率は、保有分が1.4%、取得分が3.0%である。

6市町村においては、免税点の基準面積の相違がある。

しかし、特別土地保有税については、平成15年度地方税制改正により、平成15年度以降の取得分、保有分ともに課税しないこと（課税停止）とされ、各市町村において、特別土地保有税を課さない旨の条例整備がなされている。

地 方 税 の 概 要

1 1 . 市町村の課税状況

普通税

税 目	恵那市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町
市町村民税						
固定資産税						
軽自動車税						
市町村たばこ税						
鉱産税		×				×

目的税

税 目	恵那市	岩村町	山岡町	明智町	串原村	上矢作町
入湯税						×
都市計画税		×	×	×	×	×

課税あり 空欄 課税なし × 条例なし

普通税：一般歳出にあてるために課す租税

目的税：特定事業の財源として徴収される税

関 係 法 令

地方税法（抄）

（地方団体の課税権）

第2条 地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる。

（地方税の賦課徴収に関する規定の形式）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（市町村が課すことができる税目）

第5条 市町村税は、普通税及び目的税とする。

2 市町村は、普通税として、次に掲げるものを課すものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- (1) 市町村民税
- (2) 固定資産税
- (3) 軽自動車税
- (4) 市町村たばこ税
- (5) 鉱産税
- (6) 特別土地保有税

3 略

4 鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課すものとする。

5 略

6 市町村は、前2項に規定するものを除くほか、目的税として、次に掲げるものを課すことができる。

- (1) 都市計画税
- (2) 水利地益税
- (3) 共同施設税
- (4) 宅地開発税
- (5) 国民健康保険税

7 市町村は、第4項及び第5項に規定するもの並びに前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課すことができる。

（公益等による課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

関 係 法 令

(受益に因る不均一課税及び一部課税)

第 7 条 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に関しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることができる。

(市町村の廃置分合があった場合の課税権の承継)

第 8 条の 2 市町村の廃置分合があった場合 (次条第 2 項本文の規定に該当する場合を除く。) においては、当該廃置分合により消滅した市町村 (以下本条において「消滅市町村」という。) に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利 (以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。) は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなった市町村 (以下本条において「承継市町村」という。) の区域によって、当該市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て (異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。) その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

市町村の合併の特例に関する法律 (抄)

(地方税に関する特例)

第 1 0 条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域わたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

先 進 事 例

・山口市（平成15年4月1日 高富町、伊自良村、美山町）

個人町（村）民税・法人町（村）民税・固定資産税・軽自動車税・町（村）たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

入湯税については、美山町の制度を新市に引き継ぐものとする。

固定資産税の納期については、美山町の例により調整するものとする。

軽自動車税の納期については、伊自良村・美山町の例により調整するものとする。

・瑞穂市（平成15年5月1日 穂積町、巢南町）

（1）個人市民税及び法人市民税については、以下のとおりとする。

ア 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。また、納期については、地方税法の規定による1期6月、2期8月、3期10月及び4期1月とする。

イ 法人市民税の税率については、現行のとおりとする。また、法人市民税の非課税法人の取扱いについても、現行のとおりとする。

（2）固定資産税については、以下のとおりとする。

ア 税率については、現行のとおりとする。

イ 納期については、地方税法の規定による1期4月、2期7月、3期12月及び4期2月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、第1期の納期を5月とする。

（3）軽自動車税については、以下のとおりとする。

ア 税率については、現行のとおりとする。

イ 納期については、地方税法の規定による4月とする。ただし、合併期日の属する平成15年度分については、5月とする。

ウ 標識については、合併後、新市による標識を交付することとし、合併期日前日までに各町で交付された標識は、廃車申告を行うまでは有効とする。また、新市での標識の交付は、穂積庁舎及び巢南庁舎においても交付する。

（4）市たばこ税の税率については、現行のとおりとする。

（5）特別土地保有税については、現行のとおりとする。

（6）都市計画税については、合併後においても課税しない。但し今後の財政計画見直し時において、課税についての検討を行う。

（7）各税の課税免除及び減免については、合併後においても現行のとおりとする。

20 - 17 都市計画関係事業

調 整 方 針 (案)

(都市計画)

- 1 . 都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において区域を検討する。
- 2 . 恵那市都市計画審議会については、現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
- 3 . 都市計画マスタープランについては、新市において都市計画区域外も含めた計画を新たに策定する。
- 4 . 建築確認申請については、当分の間、都市計画区域における取扱いは現行のとおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号による制度を区域外全域に適用させることとする。
- 5 . 建築物の耐震診断助成事業については、恵那市の例による。
- 6 . 都市計画法に基づく開発事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7 . 開発要綱に基づく土地開発事業については、恵那市の例による。
- 8 . 都市公園使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。

(公営住宅)

- 1 . 公営住宅使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2 . 公営住宅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3 . 公営住宅の入居資格は新市に移行後、速やかに定める。公営住宅法適用外の住宅は従前の例による。
- 4 . 公営住宅入居者選考委員会については、新市において新たに設置する。
- 5 . 公営住宅管理についての電算システムについては、新市に移行後、新たなシステムを導入する。

平成 年 月 日 確認

20 - 17 都市計画関係事業（修正後のもの）

調 整 方 針 （ 案 ）

（都市計画）

- 1．都市計画区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において区域を検討する。
- 2．恵那市都市計画審議会については、現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
- 3．都市計画マスタープランについては、新市において都市計画区域外も含めた計画を新たに策定する。
- 4．建築確認申請については、当分の間、都市計画区域における取扱いは現行のとおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号による制度を区域外全域に適用させることとする。
- 5．建築物の耐震診断助成事業については、恵那市の例による。
- 6．都市計画法に基づく開発事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 7．開発要綱に基づく土地開発事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。
現行のまま新市に引継ぎ、新市に移行後速やかに調整する。
- 8．都市公園使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。

（公営住宅）

- 1．公営住宅使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 2．公営住宅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- 3．公営住宅の入居資格は新市に移行後、速やかに定める。公営住宅法適用外の住宅は従前の例による。
- 4．公営住宅入居者選考委員会については、新市において新たに設置する。
- 5．公営住宅管理についての電算システムについては、新市に移行後、新たなシステムを導入する。

平成 年 月 日 確認

区 分		現 況			現 況			調整方針(案)
項 目	細 目	恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町	明 智 町	串 原 村	上 矢 作 町	
都 市 計 画	人 口 (H12国調:人)	35,677	5,401	5,512	6,903	1,007	2,774	
	面 積 (ha)	17,256	3,436	6,096	6,713	3,822	13,096	
	都市計画区域面積 (ha)	17,256(全域)						
	用途区域面積 (ha)	545						
	指定年月日	昭和29年4月1日						
	都市施設の状況	道路・公園・緑地・公共下水道・特環下水道・し尿処理施設・ごみ焼却施設・ごみ固形燃料化施設・火葬場						
	都市計画区域	全域都市計画区域	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	現行のまま新市に引き継ぎ、新市において区域を検討する。
	都市計画審議会	恵那市都市計画審議会 条例にて設置 市長の任命 学識経験者 5名以内 市議会の議員 5名以内 関係行政機関の職員又は市民を代表するもの 2名以内 委員の総数は5人以上とする。 委員報酬 都市計画に関して専門的知識を有するもの 30,000円/日 その他の委員 5,500円/日	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	現行のまま新市に引き継ぎ、委員構成は新市において調整する。
	都市計画マスタープラン	恵那市都市計画マスタープラン(平成8年策定) 内容 都市計画の目標 区域区分検討 土地利用の方針 都市施設の整備の方針 市街地開発事業の方針 自然環境の整備、保全の 都市計画決定 5年ごとに見直し。	未策定	未策定	未策定	未策定	未策定	新市において都市計画区域外も含めた計画を新たに策定する。
	建築確認申請	都市計画区域内として建築基準法に基づく事務として実施 年間処理件数 250件	建築基準法第6条第1項第4号の規定により実施。 年間処理件数 58件	建築基準法第6条第1項第4号の規定により実施。 年間処理件数 43件	建築基準法第6条第1項第4号の規定により実施。 年間処理件数 23件	制度なし	制度なし	当分の間、都市計画区域における取扱いは現行どおりとし、都市計画区域外は、建築基準法第6条第1項第4号による制度を区域外全域に適用させることとする。
建築物の耐震診断助成事業	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診断を行ったものに20,000円を限度に助成する。	該当なし	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診断を行ったものに20,000円を限度に助成する。	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診断を行ったものに20,000円を限度に助成する。	木造住宅耐震診断助成金 岐阜県木造住宅耐震診断士の診断を行ったものに20,000円を限度に助成する。	該当なし	恵那市の例による。	
都市計画法に基づく開発事業	都市計画法第29条に基づく開発事務。 未線引きの都市計画区域に該当し、3,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、10,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、10,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、10,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、10,000㎡以上の宅地造成等が該当。	都市計画法第29条に基づく開発事務。 都市計画区域外に該当し、10,000㎡以上の宅地造成等が該当。	現行のまま新市に引き継ぐ。	
開発要綱に基づく土地開発事業	恵那市生活環境保全条例及び恵那市開発事業の指導要綱に基づく。 1,000㎡以上の開発事業が該当。	岩村町生活環境の確保に関する条例を運用。 宅地分譲 5,000㎡以上 事業用施設2,000㎡以上 町長の同意が必要 岩村町土地対策連絡調整会議で審議を行う。	山岡町生活環境保全に関する条例 1,000㎡以上 山岡町土地対策連絡調整会議にて検討を行う。	自然環境保全条例を根拠に指導面積要件なし 建物で10㎡未満は除外	該当なし	該当なし	恵那市の例による。	
都市公園使用料	まきがね公園使用料 別表参照	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のまま新市に引き継ぐ。	

区 分		現 況			現 況			調整方針(案)
項 目	細 目	恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町	明 智 町	串 原 村	上 矢 作 町	
公 営 住 宅	公営住宅使用料	公営住宅法に基づくものは法の基準による。	公営住宅法に基づくものは法の基準による。	公営住宅法に基づくものは法の基準による。	公営住宅法に基づくものは法の基準による。 独自施策住宅は条例による。	特定公共賃貸住宅は法の基準による。 独自施策住宅は条例による。	公営住宅法に基づくものは法の基準による。 独自施策住宅は条例による。	現行のまま新市に引き継ぐ。
	公営住宅の管理	管理戸数 262戸 入居戸数 229戸	管理戸数 104戸 入居戸数 92戸	管理戸数 131戸 入居戸数 112戸	管理戸数 167戸 入居戸数 139戸 独自施策 友愛タウン東山18~40歳 独身用8戸世帯用8戸	特定公共賃貸住宅 管理戸数 3戸 入居戸数 3戸 独自施策 串原村ふるさと住宅 3戸 (村営住宅)	管理戸数 24戸 入居戸数 10戸 独自施策 若者住宅 23戸 (町営住宅)	現行のまま新市に引き継ぐ。 合計 管理戸数733戸 入居戸数622戸
	公営住宅の入居資格	1 現に同居し、又は同居しようとする親族 2 公営住宅法施行令に定める金額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 市内に住所又は勤務している者 5 市税を滞納していない者 50歳以上などの条件に該当する者は、単身でも入居が可能	1 現に同居し、又は同居しようとする親族 2 公営住宅法施行令に定める金額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 公営住宅法及び公営住宅法施行令の基準を満たしている者 5 町税等を滞納していない者	1 現に同居し、又は同居しようとする親族 2 公営住宅法施行令に定める金額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 公営住宅法及び公営住宅法施行令の基準を満たしている者 5 町税等を滞納していない者 6 入居にあたり、住民票を当町へ移動できる者	公営住宅 1 現に同居し、又は同居しようとする親族 2 公営住宅法施行令に定める金額以下の収入 3 現在、住宅に困窮している者 4 町税等を滞納していない者 友愛タウン東山 1. 18歳~40歳の者。	特定公共賃貸住宅 所得が岐阜県知事の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居しようとする親族がある者 串原村ふるさと住宅(村営住宅) 現に村内に在住する者もしくは村内出身者であって、近い将来親族と同居又は独立して住居を新築することが認められる者。 人口増加対策に貢献できると村長が認めた者	1. 現に同居し、又は同居しようとする親族がある事。 2. 収入が公営住宅施行令にさだめられる金額の者 3. 現に住宅に困窮している事が明らかな者であること 若者住宅(町営住宅) 1. 同居する配偶者があり町の人口増に貢献できるもの。 2. 世帯主が40歳未満のもの。 3. その他町長が認めたもの。	公営住宅の入居資格は新市に移行後、速やかに定める。 その他の住宅は従前の例による。
	入居者選考委員会	恵那市市営住宅入居者選考委員会 市議会議員 4人 民生委員 2人 学識経験を有する者 4人 建設部長、市民福祉部長(オブザーバー) 委員報酬 5500円/人/日	岩村町営住宅入居者選考委員会 議会議員の中から互選された者 2人 一般町民から4人(4地区に分け1人ずつ選考) 委員報酬 1日額 4,000円(4時間以内半日額2,000円)	山岡町営住宅入居者選考委員会 町長及び幹部職員による庁内組織で選考	明智町営住宅入居者選考委員会 (規程設置) 町長が委員長 町議会議員・学識経験者9人 計10人以内	串原町営住宅入居者選考委員会 村長及び幹部職員による庁内組織で選考	上矢作町営住宅入居者選考委員会 議員 2名 町民 10名以内 現在 町議会議員 2名 町民 6名(区長)	新市において入居者選考委員会を新たに設置する。
	公営住宅管理電算システム 入居者、料金等	個別処理方式 まかせた君	住民情報収納管理	住宅管理システム	該当なし	該当なし	該当なし	新市に移行後、新たなシステムを導入する。

まきがね公園運動施設使用料

施設の区分		単位	使用料	留意事項			
多目的広場		1時間	525円	1.使用面積が二分の一未満のときは、当該使用料の二分の一に相当する額とする。 2.照明施設使用の場合、全面使用のときは1時間につき2,100円、使用面積が二分一未満のときは、1時間につき1,050円を追加する。			
野球場		1時間	1,050円	1.電動スコアボードを使用する場合は、1時間につき735円を追加する。 2.放送設備使用の場合、1時間につき420円を加算する。			
テニスコート	一面につき	1時間	525円	1.照明施設を使用する場合は、一面につき1時間735円を加算する。 2.ラケットボール使用の場合は、1本又は10個につき210円を加算する。			
弓道場	専用使用	1時間	787円	1.専用使用は、15人以上の団体が使用する場合に行うことができる。 2.初心者は、弓道に熟達した者で市長が適当と認めた者と同伴でなければ入場することができない。 3.照明施設等を使用する場合は、電気料として1時間につき、210円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、二分の一の額を限度とする。			
	個人使用	1時間	105円				
体	競技場	入収場し料ない等を場徴合	スポーツに使用 一般	1時間	735円	1.競技場の面積を二分の一、三分の一に分割し、それぞれを1単位として使用させることができる。この場合の使用料は、二分の一、三分の一に相当する額とする。 2.照明施設等を使用する場合は、電気料として1時間につき1,260円を加算する。ただし、分割使用をする場合は、二分の一の額を限度とする。	
			高校生以下	1時間	367円		
		スポーツ以外に使用		1時間	4,725円		
		入収場する料を等場を合徴	アマチュアスポーツに使用		1時間		4,725円
			アマチュアスポーツ以外に使用		1時間		15,750円
	健康体力センター	一般		1人1回	315円	回数券は、12回分を一般3,150円 高校生以下1,575円	
		高校生		1人1回	157円		
	育	会議室		1時間	262円	1.冷暖房を使用する場合は、1時間につき630円を加算する。 2.会議室等を二分の一に分割して使用する場合は、二分の一に相当する額とする。	
		和室		1時間	262円		
	館	附属施設・設備・器具	バスケットボール器具		1組1回	210円	
バレーボール器具			1組1回	210円			
ハンドボール器具			1組1回	210円			
テニスボール器具			1組1回	210円			
バドミントン器具			1組1回	210円			
卓球台一式			1組1回	210円			
審判台			1台1回	210円			
放送施設			一式1回	1,050円			
シャワー施設			1回	100円			
ロッカー			1回	100円			
フロアシート		1巻	52円				
<p>以外在住者が主として使用する場合は、使用料の1.5倍に相当する額とする。 時間の算出単位において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。 使用料の算出について10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 使用時間には、準備及び原状回復のために要する時間も含むものとする。</p>							

公営住宅等一覧

平成 15年 4月現在

恵 那 市				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
乗越1住宅	木平	31年度	1	1
大洞47住宅	簡二	47年度	25	22
大洞48住宅	簡二	48年度	25	25
大洞49住宅	簡二	49年度	35	35
大洞50住宅	簡二	50年度	28	27
大洞51住宅	簡二	51年度	20	19
大洞52住宅	簡二	52年度	2	2
丸池 1住宅	簡平	43年度	10	8
丸池 2住宅	簡平	44年度	5	4
丸池 3住宅	簡二	46年度	22	19
丸池 4住宅	簡平	43年度	15	11
丸池 5住宅	簡平	44年度	5	2
丸池 5住宅	簡平	44年度	13	12
鏡山 1住宅	簡平	45年度	17	8
鏡山住宅A棟	中耐	H13年度	25	25
舟山 1住宅	簡平	30年度	4	4
舟山 2住宅	簡平	46年度	3	3
雀子ヶ根住宅	木平	35年度	2	0
雀子ヶ根住宅	木平	45年度	5	2
計			262	229

岩 村 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
坂下住宅	木造	35年度	6	4
水晶住宅	木造	38年度	2	2
八本木住宅	木造	36年度	10	6
八本木住宅	木造	38年度	5	2
八本木住宅	木造	40年度	2	0
下本郷住宅	木造	41年度	5	5
下本郷住宅	木造	44年度	7	7
下本郷住宅	簡平	45年度	10	10
下本郷住宅	木造	46年度	5	5
下本郷住宅	木造	46年度	5	5
下本郷住宅	簡平	47年度	5	5
下本郷住宅	簡平	48年度	2	2
下本郷住宅	簡平	49年度	5	5
緑ヶ丘住宅	簡平	48年度	3	3
高松住宅	簡平	52年度	5	5
高松住宅	簡平	53年度	3	2
梶ヶ平住宅	簡平	54年度	3	3
梶ヶ平住宅	簡平	55年度	3	3
梶ヶ平住宅	簡平	56年度	3	3
蕨平住宅	木造	57年度	3	3
蕨平住宅	木造	58年度	3	3
蕨平住宅	木造	59年度	3	3
蕨平住宅	木造	60年度	3	3
大根洞第 2住宅	木造	61年度	2	2
大根洞第 2住宅	木造	平 4年度	1	1
計			104	92

山 岡 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
荒木団地	木造	S31	8	7
荒木団地	簡平	S31	2	0
荒木団地	木造	S45	5	5
新原団地	木造	S36	15	15
東原団地	木造	S38	10	9
東原団地	木造	S40	6	4
新中田団地	木造	S38	12	9
新中田団地	木造	S40	14	9
新中田団地	木造	S41	13	10
新中田団地	木造	S43	5	5
新中田団地	木造	S45	5	4
新中田簡平団地	簡平	S50	5	5
新中田簡平団地	簡平	S51	2	2
掛地団地	木造	S40	5	5
姫口団地	木造	S41	5	4
大正寺団地	木造	S43	5	5
間洞団地A	木造	H8	4	4
間洞団地B	木造	H9	2	2
田沢団地	木造	H12	4	4
中嶋団地	木造	H13	4	4
計			131	112

明 智 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
滝坂住宅	木造	34年度	4	4
"	"	36年度	2	2
"	"	36年度	34	22
"	"	37年度	4	1
"	"	37年度	8	4
"	"	38年度	10	6
法明住宅	"	42年度	12	12
片平住宅	"	44年度	12	9
"	簡平	44年度	8	7
"	"	46年度	5	2
"	"	46年度	5	4
"	"	47年度	10	8
"	"	51年度	10	10
大栗住宅	木造	42年度	8	7
矢伏住宅	"	40年度	6	5
小畑住宅	"	58年度	10	10
新井住宅	"	平 2年度	5	5
"	"	平 3年度	5	5
"	"	平 4年度	3	3
向町住宅 (町単)	"	45年度	3	3
東山住宅 (町単)	"	50年度	2	2
吉良見住宅 (町単)	"	50年度	1	1
友愛タウン東山単身	鉄筋コン	平 13年度	8	7
友愛タウン東山世帯	鉄筋コン	平 13年度	8	8
計			183	147

串 原 村				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
串原村特定公共賃貸	木造1F	平 9年度	3	3
串原村ふるさと住宅	"	平 3年度	2	1
"	"	平 11年度	1	1
計			6	5

上 矢 作 町				
名 称	構造	建築年次	管理戸数	入居戸数
末広住宅	RC	平 13年度	18	10
川原島住宅	木造	S60.61	6	6
川原島若者住宅	木造	H2 ~ H5	8	6
平岩若者住宅	木造	H6 ~ H11	15	15
計			47	37

合 計		管理戸数	入居戸数
		733	622

関 係 法 令

都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）

（都市計画の基本理念）

第2条 都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

（都市計画区域）

第5条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

第6条の2 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市計画の目標

二 次条第一項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

三 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するととも

に、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(開発行為の許可)

第29条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域内において、それにより一定の市街地を形成すると見込まれる規模として政令で定める規模以上の開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)

(都市計画区域に係る町村の要件)

第2条 法第五条第一項の政令で定める要件は、次の各号の一に掲げるものとする。

- 一 当該町村の人口が一万以上であり、かつ、商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。
- 二 当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通し等からみて、おおむね十年以内に前号に該当することとなると認められること。
- 三 当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が三千以上であること。
- 四 温泉その他の観光資源があることにより多数人が集中するため、特に、良好な都市環境の形成を図る必要があること。
- 五 火災、震災その他の災害により当該町村の市街地を形成している区域内の相当数の建築物が滅失した場合において、当該町村の市街地の健全な復興を図る必要があること

(法第29条第2項の政令で定める規模)

政令第22条の2 法第29条第2項の政令で定める規模は、1ヘクタールとする。

(開発区域が二以上の区域にわたる場合の開発行為の許可の規模要件の適用)

政令第22条の3 開発区域が、市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち二以上の区域にわたる場合においては、法第29条第1項第1号の規定は、次に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為について適用する。

- 一 当該開発区域の面積の合計が、1ヘクタール未満であること。
- 四 区域区分が定められていない都市計画区域における開発区域の面積が、3,000平方メートル未満であること。

建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号抜粋）

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。

四 前3号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

19 慣行の取扱い(継続協議)

調 整 方 針 (案)

新市の「市民憲章」「市章」「市の花」「市の木」「市の歌」及び「宣言」は、新市において調整する。ただし、「市民憲章」「市章」については、当面恵那市の「市民憲章」「市章」を用いることとし、その後、新たに検討していく。なお、岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町の「町村章」等は、地域において伝承していく。

「表彰制度」は、恵那市の例を参考に、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

19 慣行の取扱い（継続協議）（修正後のもの）

調 整 方 針 （ 案 ）

新市の「市民憲章」「市章」「市の花」「市の木」「市の歌」及び「宣言」は、新市において調整する。ただし、「市民憲章」「市章」については、（「当画」を削除）恵那市の「市民憲章」「市章」を用いることとし、その後、新たに検討していく。なお、岩村町、山岡町、明智町、串原村及び上矢作町の「町村章」等は、地域において伝承していく。

「表彰制度」は、恵那市の例を参考に、新市において調整する。

平成 年 月 日 確認

現		
恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町
<p>恵那市民憲章 (昭和42年9月13日制定)</p> <p>わたくしたち恵那市民は 一 仕事にはげみ 豊かなまちをつくりましよう 一 自然を愛し 美しいまちをつくりましよう 一 教養をたかめ 文化のまちをつくりましよう 一 きまりを守り 住みよいまちをつくりましよう 一 お互いに助け合い 明るいまちをつくりましよう</p>	<p>岩村町民憲章 (昭和46年8月18日制定)</p> <p>わたしたち岩村町民は 一、自然を愛し 文化財を守り美しい町をつくりましよう。 一、きまりを守り 助け合い 住みよい町をつくりましよう。 一、教養を高め 文化の香り豊かな町をつくりましよう。 一、健康で仕事にはげみ 活気のある町をつくりましよう。 一、 青少年と老人を大切にし 若く明るい町をつくりましよう。</p>	<p>山岡町民憲章 (昭和50年3月1日制定)</p> <p>私達町民は 一 郷土を愛し美しい町をつくりましよう。 一 仕事にはげみ豊かな町をつくりましよう。 一 きまりを守り明るい町をつくりましよう。 一 教養をたかめ文化の町をつくりましよう。 一 お互いに助け合って 住みよい町をつくりましよう。</p>
<p>市章 昭和29年全国より公募し、応募点数270点の中から名古屋市の樋具芋眠氏の作品を採用、昭和29年7月1日市章として制定。 市章は、図案化されたエナであり、平和と円満と協力を表徴し、輝き昇る陽の中を飛ぶ鳥は、市の飛躍と発展をあらわしている。</p>	<p>町章 昭和40年3月31日制定 「岩」という文字を意匠化し、平和をゆるやかな円形で表現。さらに力強い発展性を上部の鋭角で表し、躍進する町を象徴したもの。</p>	<p>町章 一般より懸賞募集し町章とした。 図案化した岡を山で囲んだもので、和と団結そして将来に伸びる姿を象徴する。</p>
<p>市旗 エンジの生地に 白色の市章</p>	<p>町旗 白色の生地に 緑色の町章</p>	<p>町旗 白色の生地に 紺色の町章</p>

況		
明 智 町	串 原 村	上 矢 作 町
<p>明智町民憲章 (昭和 51 年 12 月 20 日制定)</p> <p>美しい自然に恵まれ、誇りある伝統と歴史のもとに発展してきた明智町の私たち町民は、郷土を愛し、その繁栄のためにこの憲章を守ります。</p> <p>1 「ありがとう」「すみません」を合言葉に、明るいまちをつくります。</p> <p>1 スポーツを愛好し、教養をたかめて、文化のまちをつくります。</p> <p>1 仕事にはげみ、明るい家庭づくりをして、希望のまちをつくります。</p> <p>1 すこやかな子どもを育て、老人を大切にして、希望のまちをつくります。</p> <p>1 自然を愛し、きまりを守って、住みよいまちをつくります。</p>	<p>串原村民憲章 (昭和 61 年 4 月 1 日制定)</p> <p>わたくしたちは、愛する郷土をより豊かで住みよい村にするため、この憲章を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事にはげみ教養をたかめ、健やかな心と体をつくります。 ・ 明るいあいさつと思いやりで、うるおいのある家庭をつくりま す。 ・ 自然と伝統を生かし、活力ある希望の村をつくりま す。 	<p>上矢作町民憲章 (昭和 63 年 3 月 10 日制定)</p> <p>1 自然はやすらぎのみなもと緑と水を大切にし活力ある町をつくりま</p> <p>す</p> <p>1 健康はいきるみなもとすこやかな心と体で 安心して暮らせる町をつくりま</p> <p>す</p> <p>1 教養は文化のみなもと豊かな心を育て 高い文化の町をつくりま</p> <p>す</p> <p>1 家庭はふれあいのみなもと家族は互いにいたわりあい 明るい町をつくりま</p> <p>す</p> <p>1 青少年は未来のみなもと 若い力をみんなで伸ばし 夢のある町をつくりま</p> <p>す</p>
<p>町章 昭和 32 年全国より公募し、仙台市の三浦明氏の作品を採用、昭和 32 年 7 月 6 日町章として制定。 アケチの三文字を右下より右回りに組み合わせ、円形で団結と平和、三方にのびる線で発展と飛躍を象徴している。</p>	<p>村章 昭和 48 年 9 月 8 日制定</p> <p>村章は、串原村のクシの字をデザイン化し、円は村の調和を、縦に伸びる線は村の発展を表現している。</p>	<p>町章 昭和 56 年 12 月 24 日制定</p> <p>上矢作町の「上」を「カミ」とアレンジ、デザイン化されたものであり、山と川(緑・水)の自然環境に恵まれたイメージを表現し、町民の和と協力を表し、かぎりない発展をあらわしている。</p>
<p>町旗 白色の生地に 紺色の町章</p>	<p>村旗 青色の生地に 白色の村章</p>	<p>町旗 白色の生地に 原色の町章</p>

現		
恵 那 市	岩 村 町	山 岡 町
市の花 ベニドウダン 昭和47年9月15日制定 市の木 ハナノキ 昭和47年9月15日制定 市の歌 恵那市民の歌 昭和55年12月13日制定	町の花 山つつじ 昭和48年6月27日制定 町の木 姫小松 昭和48年6月27日制定 町の歌 なし	町の花 ささゆり 昭和45年3月1日制定 町の木 花の木 昭和45年3月1日制定 町の歌 山岡町民の歌
宣言 ・交通安全都市宣言 (昭和37年8月17日) 我が国の産業経済の急速な成長に伴い、 (中略) ここにおいて私達は人命の尊さを改めて認識し、市民の総意を結集して交通事故の絶滅を期し、強力に施策を推進するため本市を「交通安全都市」とする。 ・健康都市宣言 (昭和54年11月1日) 心身ともに健康であることは、 (中略) このときにあたり産業・経済・文化の向上発展を期し活力に満ちた健康で明るい恵那市づくりをめざし、全市民総力をあげてまい進する決意を新たにすものである。よってここに恵那市を「健康都市」とすることを宣言する。	宣言 なし	宣言 ・新「教育の町」宣言 (平成8年8月8日) 山岡町は町民憲章を重んじ、教育的風土づくりに一層努力する。 1. 全町民が知恵と活力を結集し、ふれあい、学びあいを通して生き生きと輝く人づくりを目指す。 2. 毎年8月8日を「感謝とやさしさ」の日と定め、豊かな心・生きる力をもつ未来の担い手を育成する。 ここに新「教育の町」を宣言する。

況		
明 智 町	串 原 村	上 矢 作 町
<p>町の花 ききょう 夏から秋にかけ、鐘状で紫色の美しい花をひらく「ききょう」。ふるさとが生んだ歴史の人物、明智光秀公の家紋として用いられていることから町の花となっている。</p> <p>町の木 かえで</p> <p>町の花 なし</p>	<p>村の花 ささゆり 昭和48年7月4日制定</p> <p>村の木 ひのき 昭和48年7月4日制定</p> <p>村の歌 くしはら風の恋歌</p>	<p>町の花 山つつじ</p> <p>町の木 檜（ひのき）</p> <p>町の花 上矢作福寿太鼓 花と森と福寿草</p>
<p>宣言 ・核兵器廃絶宣言 （平成5年12月22日） 世界の恒久平和は、人類共通の願望である。 我が国は、世界唯一の核被爆国として悲惨な体験をしている。今、世界は激動し、変革の時代を迎えた。今こそ核兵器の廃絶を強く願い、人類永遠の平和確立のため「核兵器廃絶の町」明智町を宣言する。</p>	<p>宣言 なし</p>	<p>宣言 なし</p>